

道営住宅駐車場使用料の決定基準

[沿革] 平成6年4月1日決定
平成17年2月28日改正
平成20年2月26日改正
平成24年2月27日改正

第1 趣旨

この基準は、道が入居者に対し道営住宅駐車場を直接許可する場合の使用料（以下「使用料」という。）の決定について必要な事項を定める。

第2 使用料の算出基準

第1の許可に係る使用料は、次に掲げる額の合計額を12で除して得た額に100分の105を乗じて得た額の範囲内で、近隣の駐車場料金を勘案し決定するものとする。

- (1) 駐車場の整備に要した費用（当該費用のうち、国の補助に係る部分を除く。）に係る償却費の額
- (2) 修繕費及び管理事務費の額
- (3) 道の公有財産台帳に記載された土地の価格に100分の4を乗じて得た額

第3 使用料の決定

- 1 第2に規定する算出基準の範囲内で団地を単位とする使用料月額基準額を次の各号により求め、これを基準にして使用料を決定するものとする。ただし、整備内容が特殊な工事等を必要とする団地にあつては、当該団地の使用料月額基準額にかかわらず、別料金を定めることができる。
- 2 使用料月額基準額は、次の各区分に応じ、当該区分に記載する金額のとおりとする。
 - (1) 当該道営住宅団地に係る道の公有財産台帳に記載されている土地の価格が1平方メートル当たり70,000円超であるとき 月額5,630円
 - (2) 当該道営住宅団地に係る道の公有財産台帳に記載されている土地の価格が1平方メートル当たり50,000円超70,000円以下であるとき 月額4,780円
 - (3) 当該道営住宅団地に係る道の公有財産台帳に記載されている土地の価格が1平方メートル当たり30,000円超50,000円以下であるとき 月額3,880円
 - (4) 当該道営住宅団地に係る道の公有財産台帳に記載されている土地の価格が1平方メートル当たり10,000円超30,000円以下であるとき 月額2,970円
 - (5) 当該道営住宅団地に係る道の公有財産台帳に記載されている土地の価格が1平方メートル当たり10,000円以下であるとき 月額2,670円

附 則

この基準は、平成24年6月1日から施行する。